

平成31年度学校教育目標

《校訓》 自律・協調・努力

1. 学校の持つ総合的な力である『学校力』を高める。

「教育は人なり」と言われるように、教育に直接携わる教職員は、生徒にとって、かけがえのない存在であり、その使命は極めて大きいと言える。

学習指導要領を踏まえ、地域や学校、生徒の実態等を的確に把握し、一人一人の生徒を大切にするとともに、生徒自身が成長を実感できる教育活動を展開しながら、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」のバランスのとれた「生きる力」を育てていく。

(1) 学習指導要領の確実な実施と、法規や法令の遵守・情報公開に対応できる学校経営

保護者と信頼関係を築く基本は、法規法令の遵守と開かれた学校運営である。

(2) 教育公務員としての自覚と責任

- ①教育の専門家であり全体の奉仕者であるという意識を常に持ち、真摯かつ謙虚さを持ち職務を遂行する。
- ②渚西中学校教職員としての連帯感と役割分担を自覚し、校務分掌、学年分掌に責任と自信をもち、組織として対応していく。
- ③毎日の授業を大切にす厳しい指導の根底には、「生徒一人一人が保護者にとっては、かけがえのない子どもである。」という認識をもっておくことが大切である。自分の学級の生徒、教科担任の生徒としてみるだけでなく「保護者にとって何のものにもかえがたい子ども」という視点を忘れず、支援にあたる。

(3) 円滑な学校運営に資する校内体制の確立

校長のリーダーシップの下、主任を中心とした校内体制を確立し組織的に対応していく。

(4) 教職員の指導力向上

- ①学校教育自己診断等の外部評価を重く受け止め、常に謙虚な姿勢で職務遂行に心がける。
- ②研究授業、授業参観を計画的に実施し、指導方法の改善を図り、わかる授業の推進に努める。
- ③校内研修会の充実と各種研修会へ積極的に参加するなどして、指導方法の改善や教育指導者としての資質向上に努める。
- ④教職員が豊かな人権意識・感覚をもって教育活動を展開できるよう、参加・体験型等、新しい人権教育の指導方法について取り組む。
- ⑤社会の変化に対応できる危機管理に対する研修に努め、危機管理意識を高める。
- ⑥「少人数授業（習熟度別授業）」についての一層の研究、実践を推進する。
- ⑦支援教育の実践を通して、指導方法の確立を目指す。
- ⑧小学校と研究授業や授業参観などの授業交流や研究協議を積極的に行う。
- ⑨活性化事業に積極的に取り組むと共に「特色ある学校づくり」を推進する。
- ⑩男女共生の理解と協力、及び男女平等の精神を育成する教育に係る研修を推進する。
- ⑪セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに係る研修を推進する。
- ⑫情報公開条例・個人情報保護条例に基づき、適切な文書の作成、保管、保存、及び廃棄を行う。

(5) 指導の重点

①学力向上への取組の充実

- ・学力学習状況調査などの結果を分析するなど、成果と課題を共有し、課題に正対した取組の検討し、実践する。
- ・全ての生徒にわかりやすい「ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり」を進める。
- ・各教科で、研究授業や研究協議を積極的に行なうなど教科会を充実させる。
- ・読書活動を推進し、生徒の感性を磨き、表現力を高める。
- ・学習評価の改善を図る。学習評価の妥当性・信頼性を高める取組みを行う。
- ・単元確認プリント・力だめしプリントを活用する。

②生徒指導の充実

- ・生徒の心の安定を図り、落ち着いた学校生活を送らせる。
- ・体罰は、違法行為であり、人権侵害行為である。いかなる場合においても絶対に許されない。
- ・カウンセリングマインドを持ち、生徒の心に寄り添い指導を行う。
- ・いじめの未然防止・早期発見に努める。発見時には、被害生徒の心に寄り添い、組織的な対応をし早期解決を図る。
- ・不登校の未然防止・早期解決に向けて、校内適応指導教室を活用するなど、生徒指導主事を中心に組織的な対応をしていく。

③道徳教育に関して

- ・生徒の豊かな人間性を育むために、全教育活動において系統的・継続的に取り組む。
- ・特別な教科「道徳」の指導時間数を確保し、全体計画・年間指導計画に基づき取組をすすめるとともに、教員の道徳的実践力を育成する。
- ・生徒の人間関係を基盤にし、豊かな人間性を育む「心の教育」を推進する。
- ・ボランティア活動への取り組みを推進する。
- ・他者との対話の中で、多様な価値観にふれながら、自ら考え、より良い方向をめざす資質・能力を育むように指導する。

④小中一貫教育の推進

- ・学習規律を確立し、義務教育9年間を見据えた小中一貫を推進する。
- ・小学校との交流を行い小学校との段差解消を図り、小中間のスムーズな接続を図る。

⑤共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の構築

- ・合理的配慮及び基礎的環境整備を推進する。

⑥支援教育に関して

- ・障がいのある生徒への指導方法及びコーディネーターを中心とした支援体制の確立を図る。
- ・インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、生徒達がともに育ちあうよう「ともに学び ともに育つ」教育の充実を図る。
- ・小中高の学校間における円滑な接続を図る。
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育を推進し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実させる。
- ・障がいのある生徒の社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出す教育を継承するように努める。
- ・個々の障がいの程度に即した適切な教育課程の編成に努める。
- ・支援教育の推進に向けて研究・実践を行い、校内体制の充実と教職員の専門性の向上を図る。

⑦人権教育に関して

- ・全体計画・年間指導計画に基づき、全教育活動において系統的・継続的に取り組む。
- ・自尊感情を育み、互いの違いを認めあい、身近な人権問題を中心にした取組を推進し、「いじめは絶対に許されない」との強い決意のもと、迅速かつ適切に対応する。
- ・性教育、男女平等教育等の推進に努める。
- ・セクシュアル・ハラスメントやパワフル・ハラスメントの相談窓口を設置し、また防止に向けてその趣旨徹底を図るとともに研修を充実する。
- ・PTAとも協力し、家庭や地域との連携を深め、人権意識の高揚・啓発を推進する。

⑧進路指導に関して

- ・進路指導主事を中心とした組織的な指導体制を充実する。
- ・生徒個々の自己実現を支援し、生徒の主体性に基づく指導を推進する。
- ・様々な進路情報（各校の特色や選抜方法、学区の撤廃等に関する情報等）の収集と生徒・保護者が十分理解し進路選択が行える情報の提供を行う。
- ・生徒が望ましい勤労観・職業観を育み、主体的に進路を選択できるように、キャリア教育を系統的に推進し、地域の人材活用や職場体験学習等を行う。
- ・奨学金制度等や進路選択支援事業について周知する。

⑨国際理解教育に関して

- ・文化の違いを互いに尊重し、共に生きる力を育む。
- ・多文化共生教育の充実を図る。

(6) 関係機関との連携

- ①子ども総合相談センター（枚方市）、子ども家庭センター（大阪府）、枚方少年サポートセンターや枚方警察等との連携を推進し、非行・虐待等の対応を迅速かつ緊密に進める。
- ②地域との連携を密にし、「地域教育協議会」の一層の充実を図る。
- ③地域の人材活用の一層の推進を図る。

(7) 外部評価

- ・学校教育自己診断の結果や評議員会議結果を重く受け止め、各自の職務を見つめるとともに取組の改善を図る。

2. 今年度の重点課題

「学力向上委員会」「教科会」の充実や全教職員による研究授業の実施、教員による相互授業参観の実施、研修会への参加や先進校視察など組織的な取組により教員の授業力向上を図る。ユニバーサルデザインに基づいたわかりやすい授業づくりや「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をすすめる。また、言語活動や家庭学習の充実を図り、基礎・基本の確実な定着を図り、「思考力・判断力・表現力」を育む。

(1) 教員の指導力向上

- ① 一方的に教え込むのではなく、子どもたちの「学習への関心・意欲」を高めながら、「学び方」を学ばせ、教科等の専門性の向上や多様な教育課題に対応できる資質・能力などの『授業力』の向上を図る。
- ② 生徒との信頼関係を構築し正しく深い生徒理解をし、カウンセリングマインドを身につけ生徒の心に寄り添い生徒の内面にせまる指導を行なうなどの『生徒指導力』の向上を図る。
- ③ ICT教育関連機器を積極的に取り入れ情報活用能力の育成を図る。

(2) 学習指導の充実

- ① 「学力向上委員会」「教科会」を充実させ、学力向上に向けて組織的に取り組む。
- ② 「聞く力」の育成を重点的に取り組む。
- ③ 「ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり」について、研究・実践していく。
- ④ 各教員は、研究授業を最低1回は、実施する。
- ⑤ 「ビブリオバトル」「ECフェスティバル」や授業の中で発表の機会を多く作り、生徒の自主性を育み、自尊感情を高める。
- ⑥ 「全国学力学習状況調査」「チャレンジテスト」などの結果分析を行い、課題に正対した取組を検討し実践していく。
- ⑦ 本年度実施の特別な教科「道徳」について、進捗状況を確認しながら適切に取り組んでいく。
- ⑧ 教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、妥当性・信頼性のある評価を行なう。

(3) 生徒指導の充実

- ① 生徒の心の安定を図り、落ち着いた学校生活を送らせる。
- ② 問題行動の未然防止など積極的な生徒指導を行う。
- ③ 生徒指導主事が中心となり、保護者、関係諸機関との連携や、教員の共通理解を図り組織的な対応をする。
- ④ いじめについては、未然防止・早期発見に努める。発見時には、被害生徒を第一に考え組織的な取組を行い早期解決を図る。
- ⑤ 不登校については、未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応を行い、スクールカウンセラーや不登校支援協力員などを活用し、個に応じた継続的な支援を行い、問題解決を図る。
- ⑥ 虐待については、早期発見に努め、生徒の定期的な安全確認を実施し、虐待を受けたと思われる場合は、子ども家庭センターや子ども総合相談センターなどの関係機関に通告し、継続的に支援する。
- ⑦ 阪神淡路大震災・東日本大震災の教訓を踏まえ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行い、生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を行う。

(4) 校内（校区）研修の充実

- ① 課題に正対した研修を精査し実施する。
- ② 小学校教職員との合同研修を実施する。各校の公開授業に積極的に参加する。
- ③ 個人の研修成果を全体化する。（職員会議や校内研修会等で研修内容を報告する。）
- ④ 先進的に取り組んでいる学校への視察を行い全体化する。

(5) 健やかな体の育み

- ① 各教科と連携した食に関する指導を行なうなど食育を推進する。（昼食指導の充実、学校給食の推進）
- ② 学校保健委員会を充実させ、生徒の望ましい生活習慣の確立を図る。
- ③ 体育活動を活性化して、生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図るように指導する。

(6) キャリア教育の推進

- ① 生徒が目標を持ち、志を立て、よりよい社会を創っていかうとする態度を養う。
- ② 自己の可能性を伸ばし、自らの人生や新しい社会を切り拓くために必要な能力の育成に努める。
- ③ 生徒が望ましい勤労観・職業観を育み、将来社会人として自立し、主体的に進路選択ができるように発達段階に応じた系統的な指導を行う。

(7) 開かれた学校

- ① オープンスクールの充実。
- ② 全教職員がそれぞれの役割で地域に出向き、相互交流を図る。

(8) 環境教育

- ① PFI事業の充実。（緑のじゅうたん、カーテン、エアコンの有効活用）
- ② 地域清掃（PTA、地域教育協議会等との協力）及び校内美化・緑化に努める。